

副

許可書

年 月 日

申請者 住所
氏 名 様

大阪市長

都市計画法第53条第1項の規定により 年 月 日付受付番号No. で申請
のあった件については、次のとおり大阪市指令計(計)第 号をもって許可します。

(許可条件)

建築物の敷地の位置	区 丁目			
工事種別	新築 増築 改築 移転			
	許可申請部分(今回)	確認申請部分	確認申請以外部分	合計
敷地面積	m ²			m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²
構造				
階数				
棟数				
用途				
工事着手予定日	年 月 日		工事完了予定日	年 月 日
敷地所有者	住所 氏 名			
備考 (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

※ 申請者住所・氏名および太枠内は申請者記入。許可申請部分には計画道路等の区域にかかる部分の今回申請内容を記入のこと。